

## 1 保育所・こども園・地域型保育事業について

三原市にはつきの種類の保育施設があります。

施設の種類	対象	概要
保育所	0歳～就学前	保護者の就業などのために、家庭で保育ができない場合、保護者に代わって保育します。
認定こども園	保育部分：0歳～就学前 教育部分：3歳～就学前	幼稚園と保育所の両機能を併せもち、どちらの基準も備えた施設です。
地域型保育事業	小規模保育 0～2歳 ※3歳に達する年度末まで利用できます。翌年度からは、連携している施設等へ通うこともできます。	保育所と比べて小規模な保育施設です。
	事業所内保育	事業所の中に設置された、保育施設です。 事業所の従業員枠と地域の方向けの地域枠があります。

## 2 保育所等の制度

### 1. 保育の必要性の認定について



保育所・こども園・地域型保育事業を利用するためには、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

保護者の申請に基づいて、市が「支給認定証」を交付します。

認定区分	年齢と保育の必要性	主な利用先
教育認定 (1号認定)	満3歳以上で、教育を希望される場合 ※公立幼稚園を希望する場合の認定は教育振興課です。	認定こども園
保育認定 (2号認定)	満3歳以上で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業（3歳に達する年度末まで）
保育認定 (3号認定)	満3歳未満で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

### 2. 保育必要量について

#### 【2・3号認定】

保育を必要とする理由		保育必要量（利用可能時間）
「就労」	1か月あたり120時間以上	保育標準時間（最大11時間/日）
	1か月あたり48時間以上120時間未満	保育短時間（最大8時間/日）
「妊娠・出産」「介護・看護」「災害復旧」「就学」		保育標準時間（最大11時間/日）
「疾病・障害」「求職活動」「育児休業」		保育短時間（最大8時間/日）

※各施設の設定する利用可能時間外の延長保育は、有料です。

※仕事が決まった等、入所後に認定要件が変更になった場合、「保育必要量変更届出書」と必要書類の提出があれば、申請月の翌月1日から保育必要量を変更出来る場合があります。

#### 【1号認定】

教育認定の利用可能時間は施設一覧でご確認ください。

### 3. 保育を必要とする理由と入所できる期間

#### (1) 保育所・こども園保育利用（2・3号認定）

児童と保護者が市内に住んでおり、児童の保護者が次の「保育所に入所できる基準」のいずれかに該当し、児童を保育することができないと認められる場合です。「集団生活を経験させたい」などの理由では入所できません。

また、同居の祖父母（65歳未満）が児童を保育することができる場合は、優先順位が低くなります。

※入所基準により入所できる期間と保育時間が異なります。

#### 保育所・認定こども園に入所できる基準と期間

保育を必要とする理由		入所できる期間
①就労	1ヶ月において48時間以上労働することを常態としていること。	就労を確認できる期間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと。	出産予定日の月及び前後1ヶ月 ※終了後他の要件への変更する場合は、新規の申し込みが必要です。
③疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体の障害を有していること。	理由がなくなるまで
④介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること。	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に保護者があたっていること。	災害復旧が終了するまで
⑥求職活動	保護者が求職活動中であること。	3ヶ月以内
⑦就学	保護者が就学（学校教育法・職業能力開発促進法に該当する学校）することを常態としていること。社会通信教育不可。	保護者が卒業する月末まで
⑧虐待・DV	虐待やDVの可能性があること。	
⑨育児休業	育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	下の子の育児休業終了まで
⑩その他	市長が認める各①～⑨に類する状態にあること。	

#### (2) こども園教育利用（1号認定）

##### 三原市内に住所があり、次の期間に生まれた児童

学年	対象児童の生年月日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

※募集定員を超えたときは、抽選を行う場合があります。

